

年金の福祉還元事業に関する検証会議

資料1

平成16年12月15日

年金福祉施設等の設置経緯及び背景等について

年金福祉施設等の設置経緯及び背景等について

年代	設置経緯・背景等	福祉施設の設置、見直し状況等	備考(主な制度改正等)
<p>昭和10年代、 20年代</p> <p>【参考】 (厚年) 被保険者数 6,237千人 受給者数 -千人 【昭和25年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働者年金保険法の制定過程で福祉施設の必要性についての議論がされ、法律に福祉施設を行う根拠規定が設けられた 戦時体制下において、産業傷痍者の国内における生産戦線への復帰を図る必要があったが、当時の病院施設は、戦争により荒廃し、また既存施設も貧弱な状況にあった 戦後、急激なインフレの影響から、相対的に年金給付水準が低下し、年金制度に対する懸念が出始めていた(当面の対策として福祉施設の拡大強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 整形外科療養所の設置(S19~S50) ※後に厚生年金病院に改称 <div data-bbox="1220 300 1579 438" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>被保険者の長期にわたる保険料の納付意欲の維持、制度に対する信頼感、安心感の確保を目的として福祉施設を設置</p> </div>	<p>【制度の創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者年金保険法の制定(S16) 厚生年金保険法と改称(S19) 厚生年金保険法の全面改正(S29) <ul style="list-style-type: none"> 「定額+報酬比例」の給付体系の確立 支給開始年齢の引上げ(55歳→60歳) 段階保険料方式の採用
<p>昭和30年代</p> <p>【参考】 (厚年) 被保険者数 13,456千人 受給者数 44千人 (国年)(S36') 被保険者数 18,241千人 受給者数 -千人 【昭和35年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険法の29年改正において、年金により老人ホーム等の設置を求める旨の附帯決議がなされた 高齢年金の受給者が殆どいない状況下において、被保険者に対する有効適切な福祉施設の検討がされ、福祉の増進と勤労生活者の教養文化の向上を図るサービスが意義ある福祉施設事業とされた 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金老人ホームの設置(S36~S58) 厚生年金会館の設置(S36~S63) 厚生年金スポーツセンターの設置(S38~H3) ※スポーツセンターは、当初厚生年金会館の施設内容として計画 	<p>【国民皆年金体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金法の制定(S34) 拠出制国民年金の発足(S36) <ul style="list-style-type: none"> 国民皆年金の達成 通算制度の創設
<p>昭和40年代~ 昭和50年代</p> <p>【参考】 (厚年) 被保険者数 23,893千人 受給者数 1,531千人 (国年) 被保険者数 25,884千人 受給者数 3,526千人 【昭和50年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長に対応するため、給付水準等の充実が図られたが、それに伴い、被保険者の保険料負担も増大した(福祉施設事業の重要性の高まり) 試行的に実施されていた4週5休や、労働時間の短縮の進展に伴い、被保険者等の健康保持増進への関心、有効な余暇利用への関心が高まり、余暇利用施設の設置が求められた 生活習慣病の増加等の疾病構造の変化や急増する医療費の動向を背景として、厚生省は昭和53年から「第一次国民健康づくり対策」を推進することとなった 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保養センターの設置(S47~) ※後に施設機能を変更し国民年金健康保養センターとして設置(S60~H3) 厚生年金総合老人ホーム(休暇センター)の設置(S49~H10) 国民年金会館の設置(S54, S59) 厚生年金健康福祉センター(サンピア)の設置(S55~H12) 社会保険センターの設置(S58~H3) <div data-bbox="1187 1316 1601 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>保養所的な施設から健康づくり機能を持った施設への転換</p> </div>	<p>【高度成長に対応した制度の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付水準の改善 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険で「1万円年金」の実現(S40) 国民年金で夫婦「1万円年金」の実現(S41) 「2万円年金」の実現(標準的な厚生年金額2万円、国民年金も夫婦2万円)(S44) 「5万円年金」の実現、物価スライド制、賃金再評価の導入(S48) 「9万円年金」の実現(S51) この間、給付改善に伴い、保険料(率)は段階的に引上げ <div data-bbox="1724 1308 2105 1452" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>高齢年金受給者が年々増加</p> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金病院では、入退院が長期にわたる患者へのリハビリテーション及び生活指導、栄養指導等きめ細かい対応に限界が生じてきていた、また、高齢者の長期間通院の負担軽減という観点からも、病院と家庭との中間的施設を設置する必要性が生じた ○ 行政管理庁より、社会保険庁の年金の施設としては厚生年金会館、国民年金保養センターを対象とした実態調査が行われ、これら施設について「民間と競合するものは、原則、新設は行わないこと」とする改善意見が示された(S58.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金保養ホームの設置(S55~H7) 	
<p>昭和60年代 ~平成初年代</p> <p>【参考】 (厚年) 被保険者数 29,921千人 受給者数 7,309千人 (国年) 被保険者数 18,155千人 受給者数 9,447千人 [平成元年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生省では、昭和63年から生涯を通じる健康づくりの推進、運動習慣の普及に重点を置いた健康増進事業の推進を基本的な考え方とする「第二次国民健康づくり対策」を推進することとなった ○ 本格的な高齢化社会の到来を控え、総合的な高齢者への施策が政府全体の課題となっており、厚生省においても活力ある長寿福祉社会の実現に向けて、「高齢者保健福祉推進十か年戦略(高齢者福祉十か年ゴールドプラン)」が策定された 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険健康センターの設置(H3~H11) ○ 国民年金健康センター・総合健康センターの設置(H4~H12) ○ 厚生年金終身利用老人ホームの設置(H7) <div data-bbox="1189 619 1608 735" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 高齢者向けの居住機能、介護・健康管理、生きがい活動等に配慮した総合施設 </div>	<p>【高齢化社会への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金制度の創設、給付水準の適正化、女性の年金権の確立など(S60) ○ 被用者年金制度間費用負担調整法の制定(H元)
<p>平成8年~</p> <p>【参考】 (厚年) 被保険者数 32,144千人 受給者数 16,248千人 (国年) 被保険者数 22,368千人 受給者数 19,647千人 [平成14年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小泉厚生大臣より年金福祉施設については、<u>民営化、委託、統廃合等の手段を執るべきとの指示</u>がされた(H8.11) ○ 総務庁行政監察局において、<u>収支改善が見込めない施設は、廃止を検討する</u>などの指摘がされた(国年H10.6、厚年H10.9) ○ 会計検査院の報告において、<u>稼働率等の低下の原因等を究明したうえで、今後の改善や統廃合の要否等の検討が必要</u>などの課題が報告された(H10.9) ○ また、同じく会計検査院の報告において、<u>老人ホーム等の施設については本来の設置目的に添った運営がされていないとの観点から、施設の見直しや在り方を検討することを望む旨の報告</u>がされた(H15.11) ○ 国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設など)について、<u>新設等の禁止、早期(5年以内)に廃止、民営化その他の合理化</u>を行うことなどが閣議決定された(H12.12) ○ <u>年金保険料は今後福祉施設の整備費及び委託費には投入しない、年金の福祉施設については5年を目処に廃止、売却する</u>といった与党合意がなされた(H16.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部の有識者等による検討会において報告書の取りまとめ(H7) ※今後の基本的方向と具体的な事業展開についての提言 ○ 「年金福祉施設の整備方針」について年金審議会へ報告(H9) ※新設の中止、既存施設の見直し及び施設整備費を2年間で半減など <div data-bbox="1189 1123 1608 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【与党合意を踏まえた社会保険庁方針】</p> 今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費に投入しないとともに、年金資金の損失の最小化を図ることを基本方針として、5年を目処に例外なくこれを整理し、国民の理解が得られるよう整理合理化を進める </div>	<p>【制度の長期的、安定的な維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>負担と給付の調整等(H6)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳前半の老齢厚生年金の見直し(定額部分の支給開始年齢を段階的に引上げ) ・ 雇用保険給付との調整 ・ 可処分所得スライドの導入 ・ 保険料率の引上げ ○ JR、NTT、たばこ共済の厚生年金への統合(H8) ○ <u>負担と給付の調整等(H12)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ ・ 厚生年金給付の報酬比例部分の5%適正化 ・ 総報酬制の導入 ・ 国民年金の免除等の拡充(半額免除、学生納付特例の創設)

(注)「年代」欄の受給者数は、老齢年金と通算老齢年金の受給者数の合計である。また、平成元年度、14年度の国民年金被保険者数は、第1号被保険者数である。